

厚生労働省では、「アルコール健康障害対策基本法」第10条に基づくアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日～16日）に合わせて、ポスターの作成やアルコール関連問題啓発フォーラムを主催、都道府県との共催による同フォーラムを開催など、啓発に取り組んだ。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている²⁹。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている³⁰。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平27法64）（以下「女性活躍推進法」という。）第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法（平15法120）（以下「次世代法」という。）に基づく「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を平成28（2016）年度から開始した。平成29（2017）年度からは独立行政法人等で原則全面実施するほか、努力義務となっている地方公共団体に加え、民間企業等へも国と同様の取組を進めるよう働きかけを行った。

内閣府では、社会的気運の醸成のため、国民運動「カエル！ジャパン」キャンペーンを展開している。平成30（2018）年度には、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、経済団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催することとしている。また、企業等における仕事と生活の調和に関する調査を実施する予定である。

(2) 仕事と子育ての両立支援（厚生労働省、農林水産省）

父母と子供たちとの1週間の会話時間について、厚生労働省の平成21（2009）年調査では、10時間に満たない者の割合が、母親で25.2%おり、父親では半数に上った（第4-25図）。また、父母の帰宅時間についても、特に父親の帰宅時間は遅く、4割弱の父親が8時以降に帰宅。10時以降の帰宅も1割に上った（第4-26図）。子供と十分にコミュニケーションの時間がとれていない状況がうかがえ、子育て

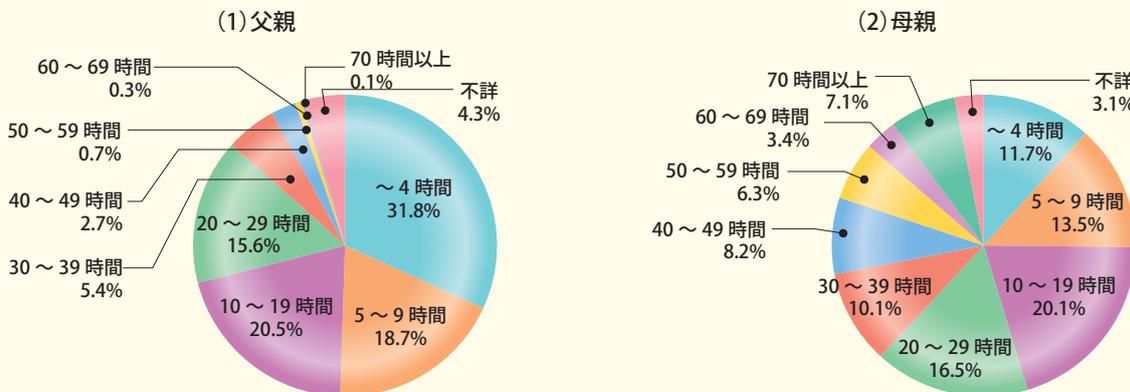
29 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

30 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

家庭に対する仕事と家庭の両立支援が求められている。

第4-25図 父母と子供たちとの会話時間（1週間当たり）（平成21年）

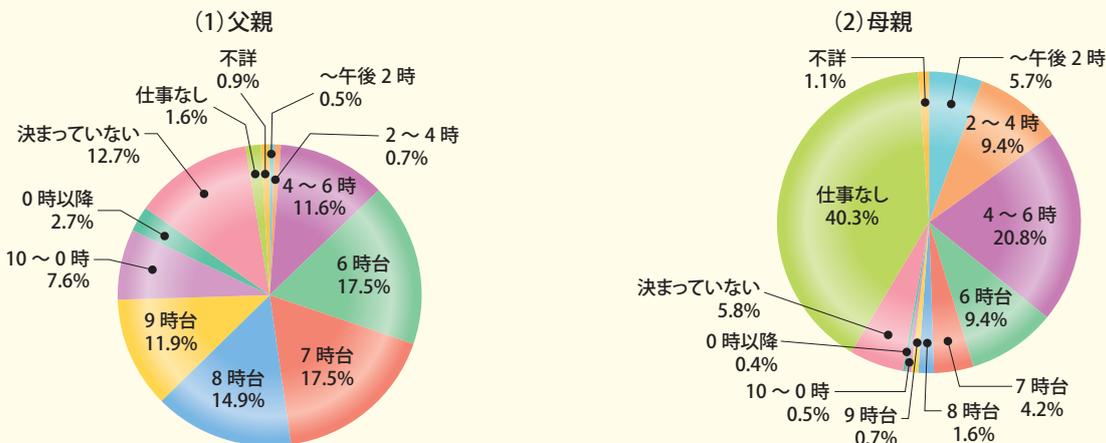
◆父母と子供たちとの会話時間について、10時間に満たない者の割合が、母親で25.2%、父親では半数に上った。



(出典) 厚生労働省「全国家庭児童調査」

第4-26図 父母の帰宅時間（平成21年）

◆父母の帰宅時間について、特に父親の帰宅時間は遅く、4割弱の父親が8時以降に帰宅。10時以降の帰宅も1割に上った。



(出典) 厚生労働省「全国家庭児童調査」

厚生労働省は、「育児・介護休業法」(平3法76)の周知・徹底を図るとともに、企業に対して法律に規定されている育児・介護休業や所定労働時間の短縮等の措置などの両立支援制度が安心して利用できるよう職場環境の整備について支援している³¹。なお、育児・介護休業法については、育児・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和や、介護休業を3回まで分割して取得できるようにすること、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけることなどを内容とする改正が行われ、平成29(2017)年1月1日から施行された。さらに、保育所に入れない場合等に育児休業を最長で子が2歳に達するまで取得できるようにすること、事業主に育児休業制度等の対象者への個別周知や育児目的休暇の設置に

31 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

努めることを義務づけることなどを内容とする改正が行われ、同年10月1日から施行されている。また、次世代法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定・特例認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）、特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）の認定取得促進を図っている。さらに、両立支援等助成金の支給や「女性の活躍・両立支援総合サイト」による情報の一元的な提供、企業への表彰、男性の仕事と育児の両立を推進するイクメンプロジェクトなどにより、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を促進している。

農林水産省は、農業経営体などにおいて、仕事と子育てを両立し、女性の活躍を推進するため、家族間で仕事や家事の役割分担などを定める家族経営協定の締結の促進などを通じた普及啓発活動を行っている。